

高崎市監査委員公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和7年度包括外部監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、下記のとおり公表する。

令和8年6月1日

高崎市代表監査委員 南 雲 孝 志

記

- 1 措置通知があった年月日 令和8年5月20日
- 2 監査結果及び措置内容 別紙のとおり

令和7年度包括外部監査の結果に基づく措置内容

項番及び区分		指摘及び意見内容		措置内容	報告書 頁番号	所管
第3章 監査結果						
2 個別の事業						
NO1 個人市民税						
意見1	市県民税申告勧奨通知の送付対象年齢について	市県民税申告勧奨通知の送付対象者は、課税されるべき所得を得ている人が所得を申告していない状況を是正するため、調査対象をフリーランス・日雇い労働など本人からの申告がないと状況を掴めない種類の所得を得ている可能性の高い現役世代（25歳～60歳）としているとのことである。しかし高年齢者等の雇用の安定等に関する法律により、65歳までの雇用確保が義務化され、70歳までの就業機会についての努力義務が課せられている現状を鑑みれば、60歳以上についても所得を得ている可能性は高く、対象年齢として相応しいのか検討する必要があると考える。		雇用環境及び就労状況を踏まえ、対象とする年齢層を拡げて通知する方法へと変更する。	28	財務部 市民税課
指摘1	電話による追加調査の範囲について	電話による追加調査の結果、接触できた者が申告をした率は46.9%である。しかし申告がなされなかった17件についても、4件はその後申告がなされ13件についても申告準備中であり、接触できた場合には高確率での申告が期待できる状況であるのに、勧奨通知を発送した件数が2,035件のうち、申告がなされなかった数は1,447件あるものの、電話による追加調査は76件に留まり、大多数については調査がなされていない。 申告をし続けない者が有利になることがないよう、無作為で選択した未申告者について一定の現地調査等を行い、追加調査が必要な属性についての分析などを行った上、調査の対象を広げるべきである。		電話による追加調査の条件等を見直し、調査対象の範囲を広げる。	30	財務部 市民税課
NO2 法人市民税						
意見2	未申告調査書の記載について	未申告法人に対する調査については、課税の公平性の観点からその手続きに関して、判断過程、結果等について慎重かつ適切に行われるべき重要な手続きである。 よって、その調査を行った担当者は調査書に確認の押印又は署名等を行うことによりその責任の所在を明らかにし、調査先ごとに判断過程と結論を記載する必要があると考える。		担当者名、判断過程及び結果を記載する。	50	財務部 市民税課
NO3 固定資産税・都市計画税						
意見3	異動等調査におけるAI導入について	土地家屋の異動等の確認において、AIを利用した技術を導入することにより、職員の負担の軽減が図られるとともに現地調査などの作業への注力が可能となることから、より公正かつ公平な課税の実現に資するものと考ええる。		他市事例を参考に早期導入について検討していく。	64	財務部 資産税課
意見4	償却資産申告内容の確認について	ホームページ上で「eLTAXのホームページ」及び「よくある質問」のリンクにより申告者への周知を図っているが、データ連携の不具合の要因となる事項に関する注意を促すといった具体的な内容の周知を行うことによる課税業務の効率化の検討が必要であると考ええる。		ホームページ上で、具体的な例を示して、周知に努める。	64	財務部 資産税課
意見5	償却資産の現地調査について	償却資産に関する現地調査を担う人員の拡充により、各年度で一定件数の現地調査を実施し、公正かつ公平な課税の実現に努める必要があると考える。		他市の例を参考に、一定件数の現地調査を行うことができるよう、検討していく。	65	財務部 資産税課
意見6	固定資産税・都市計画税各種データの自動連携化について	都市計画税特有の追加的な事務は多くないものの、減免申請書の受付やシステムへの手入力など、依然として紙ベースでのマニュアル作業に依拠している点は、固定資産税・都市計画税に共通する課題である。 今後は、各種データの自動連携を活用した業務プロセスの効率化と情報精度の向上を図ることが必要であると考ええる。		紙ベースの作業を少なくするよう、DX化を検討していく。	66	財務部 資産税課

項番及び区分		指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号	所管
意見7	都市計画税の用途についての情報発信について	都市計画税は特定の事業に充当される目的税であることから、その用途について住民に対し適切に情報提供し、税負担の理解を得ることが求められる。その観点から、市民情報センターでの閲覧提供に加え、市のホームページ上に当該説明書の内容を掲載するなど、情報発信の充実を図ることが必要であると考え。 また、まれではあるものの一部の自治体では、都市計画税の用途について、街路や公園事業のうちの個別の事業名を記載している例も見られるので参考にされたい。	都市計画税の用途についてホームページ上で公表する。	67	財務部 資産税課 (財政課)
NO6 入湯税					
意見8	鉱泉浴場の定義の明確化について	入湯税の対象となる「鉱泉浴場」について、特設法令や条例等において明確に定義がされていないが、補足資料等で定義を明確にしておくことも、無用な混乱を防止する観点から、一定の必要性があると考え。	ホームページ及び「入湯税のしおり」に明示する。	83	財務部 市民税課
指摘2	条例と運用実態との不整合について	入湯税の課税免除対象者の区分については、「12歳未満」とするか「小学生以下」とするかにより課税対象となる範囲が異なるものの市全体の入湯税収入に与える影響は限定的である。このため、現状の運用でも実務上は大きな問題はないとする見解もあるものと考え。 しかしながら、条例上の規定と実際の運用が異なる場合、金額的重要性は低いとはいえ、課税の公平性を損なう結果となるほか、徴収事務を行う特別徴収義務者に混乱を生じさせる可能性がある。したがって、条例の条文と運用実態との整合性を確保するよう必要な見直しを行うべきである。 また、入湯税の課税免除について、現状では市ホームページに掲載されている特別徴収義務者向け「入湯税のしおり」において、具体的な課税免除対象者が明示されていない。 前述の整合性を明確化したうえで、課税免除対象者についての情報を適切に記載し、特別徴収義務者に周知すべきである。	条例で規定する課税免除対象者について、ホームページに明示するとともに特別徴収義務者へ周知していく。	85	財務部 市民税課
NO7 事業所税					
意見9	事業所税の周知について	一般に、事業所税は他の税目と比較して、その意義や納税義務に対する理解・認識が十分に浸透していない税目と考えられる。高崎市においても、過去には納税義務の認識不足により未申告となった事例があることから、今後は事業所税に関する理解度及び認知度の一層の向上に向けた取組みの検討が必要であると考え。 高崎市では、市民税課において法人設立届を受理する際、事業所税に関する説明を口頭で実施し、窓口での相談時などには状況に応じて「事業所税の概要」の冊子を配付しているとのことであるが、「事業所税の概要」の配布を状況に応じてでなく、法人設立届出時に窓口で配布するなどの取組みも有効ではないかと考える。 また、eLTAXで法人設立届が提出された場合には、口頭で説明を行う機会がないとのことであるが、eLTAX上で案内できる機能がある場合にはそれを活用するなど、周知方法を検討することが必要であると考え。	納税義務者であることの理解や認識が高まるよう、有効な周知方法を検討していく。	90	財務部 市民税課
意見10	システムの連携機能を活用した事業所税申告書に関する業務の効率化について	事業所税の申告書はeLTAX経由で提出された場合も、一度書面に打ち出して手作業によりe-SUITEに入力している。 現在e-SUITEには、eLTAXで提出された申告書の電子データを連携させる機能は存在するとのことであるが、事業所税は連携機能を実際に利用している法人市民税と比べると入力情報が多岐にわたっているため、仮に連携機能を利用した場合でも入力後に手作業で情報を修正する必要があるなど、かえって手間がかかることや、事業所税の入力件数は市民税の10分の1程度と手作業によるマニュアル入力も可能なレベルであることから、現状、連携機能は利用していないとのことである。 連携機能を実際に活用できるようにするためには、システムの改修が必要になると考えられるため、当面は現行の入力方法を継続せざるを得ないと考えられるが、将来的には紙ベースの申告からeLTAXによる申告への移行を促進しつつ、連携機能を活用した業務の効率化や入力精度の向上を図ることが必要であると考え。	当面は現行の入力方法を継続するが、eLTAXによるデータ連携機能の活用に向けた課題を整理していく。	91	財務部 市民税課

項番及び区分		指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号	所管
意見 1 1	事業所税減免申請書のフォーマットの改善について	高崎市の事業所税減免申請書については、減免額を記載する欄がない。事業所税の調定額を算定するために控除すべき減免額を算出する必要があるが、申請書に減免額を記載する欄がないため、市民税課の担当者が提出された申請書の減免対象床面積や減免対象従業員給与総額から手計算により減免額を算出し、鉛筆で減免額を記載している。 申請書に減免額を記載する申請書フォームとしている他の市町村もあり、作業の効率性、正確性の向上を図る観点から、高崎市においても申請者に減免額を記載させるような様式にし、そこに記載されている減免額を市でチェックする体制が必要であると考え。	申請様式のあり方について研究していく。	91	財務部 市民税課
NO 8 需用費（市民税等賦課経費）					
意見 1 2	支出負担行為書と添付資料の一部不一致について	税務関連書籍の年間購読料について、支出負担行為書の金額と納品書の合計が不一致のものがあった。内容を確認したところ、同一の書店から購入した2つの雑誌の納品書について1か月分、別々の支出負担行為書へ添付していることが判明した。結果的には全体の負担行為額と納品書の合計が一致することにはなるが、書類の管理や確認を徹底する必要があると考え。	納品書、その他書類の添付誤りがないよう、起案者と管理職が書類の管理や確認を徹底していく。	92	財務部 市民税課
NO 1 0 データ入力委託料					
意見 1 3	再委託の範囲について	再委託の手続きは契約に基づき、正しく行われている。また、業務の全部を第三者へ委託しているのではないため、契約違反にも該当しない。 当該契約は業務委託契約約款第3条第2項により業務の一部の再委託を認めているものであるが、業務委託契約約款第3条第1項に基づき再委託とならない業者との契約が望ましい。見積り合わせによる随意契約で業者を選定している以上、再委託の範囲については限定的なものとなるよう検討していくことが必要であると考え。	当該契約については事前に関係部署と協議し、適正な運用を図っているところであるが、再委託の範囲については引き続き研究していく。	96	財務部 市民税課
NO 1 3 需用費（資産税等賦課経費）					
意見 1 4	「固定資産税のしおり」の増刷数について	「固定資産税のしおり」の増刷数について、過年度における増刷数と在庫数を基に適切な増刷依頼数を検討し、増刷依頼を行う必要があると考え。	在庫数の適切な管理を行う。	102	財務部 資産税課
NO 2 2 市税等の滞納に関する徴収事務					
意見 1 5	多重債務者・生活困窮者への対応について	市税等の滞納が生じる原因の中には、多重債務や生活困窮など滞納者個人では解決が困難な場合もあり得る。市の対応として、納税相談等で把握した場合には、専門の窓口への相談を促しているとのことであるが、その件数を集計しておらず、その後の捕捉調査も仕組化されていない。多重債務等の問題解決により生活再建が図られ市税等の滞納回収がなされることが期待できる上、生活困窮者についても、当該状態を把握して執行停止処分を迅速に行うことなどは、効率的な滞納整理に資するものである。そのため、単に窓口相談を促すにとどまらず、実際に相談につながったか、その後の解消状態や処理状態などを継続的に把握する仕組みを構築する必要があると考え。	滞納状態が続いている限り生活状況等の確認は継続して実施しているが、より正確に状況を把握する仕組みを研究していく。	117	財務部 納税課
意見 1 6	財産調査の仕組化について	財産調査については、各担当者により随時実施するとされており、その範囲・時期についての要綱・マニュアルなどは確立されていない。各滞納者によって対応を柔軟に検討するべき側面は否定できないものの、一方で、適切な財産の発見や探索については、照会する金融機関、取引履歴の範囲など一定のノウハウが必要と考えられる。当該ノウハウ・成功事案等を共有できるような仕組みを構築する必要があると考え。	滞納初期段階の財産調査についてはシステム化が図られているため、長期化したケースにおいても効果的かつ効率的な財産調査の仕組みを研究していく。	117	財務部 納税課
意見 1 7	差押えの実効性の検証について	財産調査を経た後の差押えについて、回収率が想定したとおりか否かの検証はなされていない。財産調査を経て差押えに至った際に予定した財産を回収できているのか否か、予定額との差異がある場合には、その原因があるかを分析することは、差押えの実効性を高めることに繋がる可能性がある。財産調査を経て差押えを実施する以上、差押え時において、予定回収額を検討し、予定額との差異が大きい場合には、原因分析をする必要があると考え。	滞納処分の結果について、多角的な検証の方法を研究していく。	122	財務部 納税課